

自律的運営に向けた地域活動協議会の取組(イメージ)

| めざす状態              | めざす状態に向けた課題・取組   | ステージ1<br>(26年度達成水準)   | ステージ2   | ステージ3   | AP<br>番号   | 2.0<br>具体的<br>な取組    |                                     |
|--------------------|--|---|---|---|--|----------------------|-------------------------------------|
| I 地域<br>課題への<br>取組 | 地域課題やニーズを把握し、これに対応するために安定継続的に活動が行われている                   | 地域課題やニーズに対応した活動の実施  | ①地域課題やニーズの把握ができてい<br>る。<br>②地域の将来像の共有ができてい<br>る。<br>③地域課題やニーズに対応するための活<br>動を実施できている。<br>④話し合いにより補助金が適切に活用さ<br>れている。<br>⑤地域活動協議会の活動区域の全住民<br>を対象とした活動が行われている。                | ⑥地域資源(ヒト、モノ、カネ、情報)が有<br>効に活用され、地域課題の解決が図られ<br>ている。<br>・自主財源の確保に取り組んでいる(イ<br>ベントへの出店、参加費、寄付や物品の<br>提供、広告等)。<br>・コミュニティ・ビジネス(CB)化、ソー<br>シャル・ビジネス(SB)化に取り組んで<br>いる。<br>・本市地域活動協議会補助金以外の補<br>助金や助成金を得ている。<br>⑦テーマや必要に応じて、(当事業以外<br>の)適切な中間支援組織が活用されて<br>いる。 | ⑧地域資源(ヒト、モノ、カネ、情報)が有<br>効に活用され、継続安定的に地域課題の<br>解決が図られている。   | 1(4)<br>1(5)<br>1(6) | IIア<br>IIIア①<br>IIIア②<br>IVイ<br>IVウ |
|                    | 法人格の取得   | ①法人格取得の意義について理解して<br>いる。  | ②地域活動の進捗に応じて、法人格の取<br>得に向けた検討を行っている。  | ③地域活動の状況に応じて、法人格の取<br>得に向けた取組を行い、取得している。  | 1(4)ア  |                      |                                     |
| II つ<br>ながりの<br>拡充 | イベント等の取組に、これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加が促進され、地域住民同士のつながりが拡大している | これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加の促進   | ①地域活動に関わりの薄かった住民が参<br>加し、つながりを実感してもらえよう<br>に取組に工夫を行い実施している。<br>・参加意向を把握するためのアンケート<br>調査の実施。<br>・広報紙やチラシなどの作成を工夫し<br>て行った。   | ②イベント等への参加の呼びかけをさま<br>ざまな媒体を活用したり、さまざまな活動<br>主体間で連携・協働するなどして、効果<br>的に行っている。   | ③イベント等への参加の呼びかけをITの<br>活用等(SNSなど多様な媒体の活用)に<br>より効果的に行っている。   | 1(1)                 | IIア                                 |
|                    | 地域活動協議会を構成する活動主体同士や、地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働が促進されている        | 地域活動協議会を構成する活動主体同士の連携・協働(担い手の拡大含む)<br>【地域活動協議会内部】   | ①さまざまな活動主体が地域活動協議<br>会に参画する機会が保障されている。<br>②さまざまな活動主体が幅広く参画し、<br>地域活動協議会内部で連携・協働が行<br>われている。<br>③新たな活動主体(担い手)の参画に向<br>け、意見交換や話し合いなどの交流を<br>する場を設けるなどの取組を行っている。               | ④これまで参画していなかった、新た<br>な活動主体の参画により、これまでに<br>ない、新たな取組や連携・協働ができて<br>いる。   | ⑤地域活動協議会を構成する活動主体<br>内や活動主体間で、取組実施や連携・<br>協働の技術・手法(ノウハウ)が継承<br>され、地域活動協議会内に蓄積されて<br>いる。(世代間継承等)  | 1(3)<br>1(4)ア        | IIア<br>IIIア②<br>IIIイ<br>IVイ         |
|                    | 地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働【外部との連携・協働】                         | ①地域活動協議会の構成団体以外<br>の、さまざまな活動主体との交流の場<br>(意見交換や話し合いなど)に参加し、<br>情報共有している。   | ②地域活動協議会の構成団体以外<br>の、さまざまな活動主体との間で、<br>連携・協働して取組を行うことが<br>できている。  | ③地域活動協議会の構成団体以外<br>の、さまざまな活動主体とのネット<br>ワークができ、連携・協働して取組<br>を継続的に行うことができている。   |  |                      |                                     |
|                    | 地域公共人材の活用  | ①地域公共人材の意義について理解<br>している。   | ②新たな活動の企画検討の場等で地<br>域公共人材を活用した。   | ③地域公共人材バンクを積極的に活<br>用して、さまざまな活動主体との<br>連携・協働を実現している。  |  |                      |                                     |
| III 組<br>織運<br>営   | 民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている                              | 議決機関(総会・運営委員会等)の適正な運営   | ①議決機関(総会・運営委員会等)にお<br>ける選任・決定等が適正に行われ、組<br>織や事業の運営が民主的に行われて<br>いる。<br>②議決機関(総会・運営委員会等)の議<br>事録が作成され、活動拠点において<br>閲覧できるようになっている。<br>③監事による監査が実施されている。                         | ④議決機関(総会・運営委員会等)が必<br>要に応じて定期的に開催され、さま<br>ざまな意見が反映されている。<br>⑤議決機関(総会・運営委員会等)の議<br>事録を地域の広報紙、回覧板や掲<br>示板などに掲載し、周知している。   | ⑥議決機関(総会・運営委員会等)の構<br>成員の交替等により、地域活動協<br>議会内で運営の方法等が継承され、<br>蓄積されている。(世代間継承等)<br>⑦地域活動協議会が運営する電子<br>広報媒体を活用して、議決機関<br>(総会・運営委員会等)の議事録が<br>閲覧できるようになっている。 | 1(4)                 | IIア<br>IIIア②<br>IVイ                 |
|                    | 会計事務の適正な執行   | ①会計ルール等が作成、共有されて<br>いる。(会計担当者を置く、支出手<br>続を定める、等)<br>②会計に関する書類、帳簿が作成<br>され、整備されている。<br>③事業計画書及び収支決算書等に<br>関する書類や会計帳簿が、活動<br>拠点において閲覧できるようにな<br>っている。 | ④事業計画書及び収支決算書等に<br>関する書類や会計に関する情報<br>を、地域の広報紙、回覧板や<br>掲示板上に掲載し、周知して<br>いる。<br>⑤財産台帳を作成している。   | ⑥地域活動協議会が運営する電子<br>広報媒体を活用して、事業計<br>画書及び収支決算書等に関する<br>書類が閲覧できるようにな<br>っている。<br>⑦会計ソフト等を活用して、電<br>子媒体により会計の処理を行<br>っている。   |  |                      |                                     |
|                    | 多様な媒体による広報活動   | ①広報担当者を置いている。<br>②活動内容(案内や実施報告等)を<br>地域の広報紙、回覧板や掲<br>示板などに掲載し、周知して<br>いる。   | ③地域活動協議会が運営する電子<br>広報媒体を活用して、活動内<br>容(案内や実施報告等)の情<br>報発信を行っている。<br>④さまざまな活動主体と連携・<br>協働した広報活動ができて<br>いる(広報経路(ルート)が<br>広がっている)。<br>⑤広報担当者が著作権や個人<br>情報の保護、管理等について<br>理解している。 | ⑥電子広報媒体による、地域<br>活動協議会と住民や活動主<br>体等の双方向の情報発信が<br>活発に行われている。<br>⑦広報媒体を活用した広告<br>事業を実施している。   |  |                      |                                     |
| IV 区独自取組           |  |   |   |   |  |                      |                                     |

◆ステージ1の項目については、全項目必須

網掛け部分は地域活動協議会のニーズに応じて目標設定する項目

AP: 市政改革プランアクションプラン編  
2.0: 市政改革プラン2.0(区政編) 具体的な取組項目

目標

|        |  |
|--------|--|
| 平成29年度 | 形成済の全地域活動協議会について、ステージ1・2の項目を全て達成                       |
| 平成30年度 | 形成済の全地域活動協議会について、ステージ1・2の項目を全て達成の他、ステージ3の各項目のうち、3項目を達成 |

※目標については、各区において、平成30年度末までに、当「新たな地域コミュニティ支援事業」により、どこまでの項目の達成(支援)をめざすのかを検討のうえ、設定